

# 青森県報

第二千四百六十五号

平成十七年  
四月十三日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び広域連合規約の変更	(市 興町 課村)	一
広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び広域連合規約の変更	(同)	一
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	(保健衛生課)	二
結核予防法による医療機関の指定	(同)	二
身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者居宅生活支援事業の廃止の届出	(障害福祉課)	二
身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	(同)	三
身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	四
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者居宅支援事業の廃止の届出	(同)	四
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定	(同)	四
知的障害者福祉法による知的障害者更生施設の指定	(同)	六
知的障害者福祉法による特定知的障害者授産施設の指定	(同)	六
児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援事業の廃止の届出	(同)	六
児童福祉法による居宅支援事業者の指定	(同)	七
道路の区域の変更	(道 路 課)	七
道路の供用の開始	(同)	八

## 公 告

証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更	(出納課)	八
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更	(同)	八
右	(同)	九
土地区画整理組合の理事の住所変更	(都市計画課)	一〇
建設業者の許可の取消し	(青森県土 整備事務所)	一〇
右	(鯉ヶ沢県土 整備事務所)	一〇
教育委員会		
青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令	(職員福利課)	一一

## 告 示

青森県告示第三百三十四号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第九条の二第一項の規定により、平成十七年三月二十七日をもって津軽広域連合から藤崎町及び常盤村が脱退し、同月二十八日から津軽広域連合に藤崎町が加入し、並びに津軽広域連合の規約を変更することについて同月二十五日許可したので、同条第二項において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第五項の規定により公表する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定によ

り、平成十七年三月三十一日をもって津軽広域連合から浪岡町が脱退し、及び津軽広域連合の規約を変更することについて同月三十日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百三十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
小泊村国民健康保険診療所 三光薬局 青森市民病院 一部事務組合下北医療センター国民健康保険大畑病院	北津軽郡小泊村字朝間一の二五 八戸市大字十八日町二七 青森市勝田一丁目一四の二〇 下北郡大畑町大字大畑字観音堂二五の一	平成十七年三月三十一日 一七・三・三一 "

青森県告示第三百三十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中泊村国民健康保険小泊診療所 青山調剤薬局 ケイクリニック 三光薬局 一部事務組合下北医療センター国民健康保険大畑診療所	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間一の二五 弘前市青山一丁目一〇の二 上北郡下田町緑ヶ丘二丁目五〇の二〇九 八戸市大字十八日町二七 むつ市大畑町観音堂二五の一	平成十七年三月三十一日 一七・四・一 " " "

青森県告示第三百三十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十七条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指 定 居 宅 支 援 事 業 者 名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所		廃 止 年 月 日
			名 称	所 在 地	
医療法人白生会	五所川原市字旭町二〇の六	居宅介護等事業	医療法人白生会ホームヘルパーズ テムシヨーン	五所川原市大字金山字竹崎二五四	平成十七年三月三十一日
社会福祉法人浪岡町社会福祉協議会	南津軽郡浪岡町大字浪岡字稲村二七四	居宅介護等事業	社会福祉法人浪岡町社会福祉協議会	南津軽郡浪岡町大字浪岡字稲村二七四	"
社会福祉法人中里町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	居宅介護等事業	社会福祉法人中里町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	"

青森県告示第百三十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 青森市社会福祉協議会	名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所	指 定 日
	所在地				
青森市本町四丁目一之三	居宅介護等事業	青森市浪岡大字浪岡字稲村		青森市浪岡大字浪岡字稲村	平成十七年四月一

社会福祉法人 天間林村社会福祉協議会	上北郡天間林大字天間林字森ノ上一六の四	居宅介護等事業	社会福祉法人 天間林村社会福祉協議会	上北郡天間林大字天間林字森ノ上一六の四	"
社会福祉法人 七戸町社会福祉協議会	上北郡七戸町九立野頭一三	居宅介護等事業	社会福祉法人 七戸町社会福祉協議会	上北郡七戸町九立野頭一三	"
社会福祉法人 深浦町社会福祉協議会	西津軽郡深浦町大字深浦字中沢三四の一	居宅介護等事業	社会福祉法人 深浦町社会福祉協議会	西津軽郡深浦町大字深浦字中沢三四の一	"
社会福祉法人 金木町社会福祉協議会	五所川原市金木町二六の一	居宅介護等事業	社会福祉法人 金木町社会福祉協議会	五所川原市金木町二六の一	"
社会福祉法人 小泊村社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二五	居宅介護等事業	社会福祉法人 小泊村社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二五	"

社会福祉法人 北心会	和田市西二丁目一六番	居宅介護等事業	社会福祉法人 北心会	和田市西二丁目一六番	"
社会福祉法人 白生会	五所川原市大字山崎三〇の三	居宅介護等事業	社会福祉法人 白生会	五所川原市大字山崎三〇の三	"
医療法人 謙昌会	八戸市大字大山二	居宅介護等事業	医療法人 謙昌会	八戸市大字大山二	"
株式会社 ル・ライフ	南津軽郡藤崎町大字藤崎三二	居宅介護等事業	株式会社 ル・ライフ	南津軽郡藤崎町大字藤崎三二	"
株式会社 ル・ライフ	南津軽郡藤崎町大字藤崎三二	居宅介護等事業	株式会社 ル・ライフ	南津軽郡藤崎町大字藤崎三二	"
社会福祉法人 七戸町社会福祉協議会	上北郡七戸町九立野頭一三	居宅介護等事業	社会福祉法人 七戸町社会福祉協議会	上北郡七戸町九立野頭一三	"
社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里二	居宅介護等事業	社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里二	"
社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里二	居宅介護等事業	社会福祉法人 中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里二	"
社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会	五所川原市鎌倉町五〇	居宅介護等事業	社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会	五所川原市鎌倉町五〇	"
社会福祉法人 深浦町社会福祉協議会	西津軽郡深浦町大字深浦一	居宅介護等事業	社会福祉法人 深浦町社会福祉協議会	西津軽郡深浦町大字深浦一	"

青森県告示第百四十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十七条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
				名 称	主たる事務所の所在地
社会福祉法人青森福祉振興団	社会福祉法人青森福祉振興団	社会福祉法人青森福祉振興団	社会福祉法人青森福祉振興団	名称	指定居宅支援事業者
むつ市十二の二	むつ市十二の二	むつ市十二の二	むつ市十二の二	名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所
ビデイスター事業	居宅介護事業	居宅介護事業	居宅介護事業	所在地	年月日更
むつ市十二の二	むつ市十二の二	むつ市十二の二	むつ市十二の二	年月日更	平成十七年四月十三日

青森県告示第百四十一号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から知的障害者居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所所在地	知的障害者居宅生活支援事業の種類	名称	所在地	年月日
社会福祉法人浪岡町社会福祉協議会	南津軽郡浪岡町大字浪岡字稲村二七四	知的障害者居宅生活支援事業	社会福祉法人浪岡町社会福祉協議会	南津軽郡浪岡町大字浪岡字稲村二七四	平成十七年四月十三日
社会福祉法人中里町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	知的障害者居宅生活支援事業	社会福祉法人中里町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	平成十七年四月十三日
社会福祉法人小泊村社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二五	知的障害者居宅生活支援事業	社会福祉法人小泊村社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字小泊字朝間二五	平成十七年四月十三日
社会福祉法人金木町社会福祉協議会	五所川原市金一野四二六の七	知的障害者居宅生活支援事業	社会福祉法人金木町社会福祉協議会	五所川原市金一野四二六の七	平成十七年四月十三日
社会福祉法人深浦町社会福祉協議会	西津軽郡深浦町大字深浦字一	知的障害者居宅生活支援事業	社会福祉法人深浦町社会福祉協議会	西津軽郡深浦町大字深浦字一	平成十七年四月十三日
社会福祉法人七戸町社会福祉協議会	上北郡七戸町九字一野頭一三	知的障害者居宅生活支援事業	社会福祉法人七戸町社会福祉協議会	上北郡七戸町九字一野頭一三	平成十七年四月十三日

青森県告示第百四十二号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により



特定非営利活動法人むつ下北子育て支援ネットワークひろば	むつ市新町一七の七	地域生活援助事業	グループホーム「サンライズ」	むつ市新町一七の七	"
ツシユみちのく有限公司	つがる市稲垣三町沼崎米橋三	地域生活援助事業	グループホーム「みちのく」	つがる市稲垣四七	"

青森県告示第三百四十三号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項の規定により、次のとおり知的障害者更生施設を指定したので、同法第十五条の三十一第一号の規定により公示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三村 申 吾

名称	設置の場所	指定年月日
みらいの里	青森市浪岡大字樽沢字上野七四の一	平成十七・四・一
りんどう苑	青森市浪岡大字浪岡字平野四一の三	"
城西の杜	上北郡七戸町字高屋敷一の一	"
青松園	五所川原市大字金山字千代鶴一四二一	"

青森県告示第三百四十四号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十一第一項の規定により、次のとおり特定知的障害者授産施設を指定したので、同法第十五条の三十一第一号の規定により公示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三村 申 吾

名称	設置の場所	指定年月日
森の菜園	三戸郡名川町大字下名久井字剣吉前川原一四の一	平成十七・四・一

青森県告示第三百四十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を行う事業所を廃止した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三村 申 吾

指定居宅支援事業者	児童居宅支援の種類	児童居宅生活支援事業を行う事業所	廃止年月日
名称 浪岡町社会福祉協議会	居宅介護事業	名称 浪岡町社会福祉協議会	平成十七・三・三
名称 中里町社会福祉協議会	居宅介護事業	名称 中里町社会福祉協議会	"
名称 社会福祉法人小泊村社会福祉協議会	居宅介護事業	名称 社会福祉法人小泊村社会福祉協議会	"
名称 社会福祉法人金木町社会福祉協議会	居宅介護事業	名称 社会福祉法人金木町社会福祉協議会	"

社会福祉法人 深浦町社会福 祉協議会	西津軽郡深浦 大字深浦の一 中沢三四の字	居宅介護 等事業	社会福祉法人 深浦町社会福 祉協議会	西津軽郡深浦 大字深浦の一 中沢三四の字	"
--------------------------	----------------------------	-------------	--------------------------	----------------------------	---

青森県告示第三百四十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、  
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、  
 次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三  
 第一号の規定により公示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 青森市社会福 祉協議会	青森市本町四 丁目一の三	居宅介護 等事業	社会福祉法人 青森市社会福 祉協議会	青森市浪岡大 字浪岡字稲村 二七四	平成 一七・四・一
社会福祉法人 西津軽郡深浦 大字深浦の一 中沢三四の字	西津軽郡深浦 大字深浦の一 中沢三四の字	居宅介護 等事業	社会福祉法人 深浦町社会福 祉協議会	西津軽郡深浦 大字深浦の一 中沢三四の字	"
社会福祉法人 五所川原市社 会福祉協議会	五所川原市宇 の鎌谷町五〇二 の五	居宅介護 等事業	社会福祉法人 五所川原市社 会福祉協議会	五所川原市金 木支所 一野四二六の一	"
社会福祉法人 北津軽郡中泊 大字中里字 宝森一の二	北津軽郡中泊 大字中里字 宝森一の二	居宅介護 等事業	社会福祉法人 中泊町社会福 祉協議会	北津軽郡中泊 大字中里字 宝森一の二	"
社会福祉法人 中泊町社会福 祉協議会	北津軽郡中泊 大字中里字 宝森一の二	居宅介護 等事業	社会福祉法人 中泊町社会福 祉協議会	北津軽郡中泊 大字中里字 宝森一の二	"

社協協議会	宝森一の二	等事業	居宅介護事業	朝間二五
社会福祉法人 浪岡あすなろ 会	青森市浪岡大 字樽沢字上野 七四の一	居宅介護 等事業	りんどう苑居 宅介護事業所	青森市浪岡大 字浪岡字平野 四一の三
社会福祉法人 幸仁会	青森市大字新 城字平岡一〇 三の一	居宅介護 等事業	サポートセン ターゆきわり	青森市大字新 城字平岡一〇 三の一
社会福祉法人 野辺地町社会 福祉協議会	上北郡野辺地 町字前田の一 七	居宅介護 等事業	社会福祉法人 野辺地町社会 福祉協議会	上北郡野辺地 町字前田の一 七
社会福祉法人 養正会	三戸郡階上町 大字金山沢四 道合三の四	短期入所 事業	知的障害者授 産施設（通所） ぎく園	三戸郡階上町 大字金山沢四 道合三の四
社会福祉法人 梵珠福祉会	青森市浪岡大 字長沼字南藤 巻八四	短期入所 事業	アップルハウ ス大釈迦	青森市浪岡大 字長沼字南藤 巻八四
社会福祉法人 愛生会	五所川原市大 字金山字千代 鶴一四二	短期入所 事業	知的障害児者 所短期入所事業 所青松園	五所川原市大 字金山字千代 鶴一四二

青森県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり  
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年五月十二日まで青森県県土整備部  
 道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	八戸野辺地線	上北郡東北町字向旗屋九七の二から 上北郡東北町字向屋敷四六の一まで	前	二五・〇〇メートルから	一一四・〇〇メートル	
				後	二四・〇〇メートルから	一一四・〇〇メートル	
2	県道	中ノ渡十和田線	十和田市大字沢田字二ツ屋三六の二から 十和田市大字沢田字田屋一〇の一まで	前	二五・〇〇メートルから	五五二・〇〇メートル	
				後	一九・五〇メートルから	五四七・〇〇メートル	

青森県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年五月十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 中ノ渡十和田線	十和田市大字沢田字二ツ屋三六の二から 十和田市大字沢田字田屋一〇の一まで	平成一七・四・一三

青森県告示第三百四十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

八戸市大字尻内町字内矢沢二の五  
八戸広域農業協同組合

二 変更内容

- 1 変更前の売りさばき場所  
三戸郡南郷村大字島守字熊堂二〇
- 2 変更後の売りさばき場所  
八戸市南郷区大字島守字熊堂二〇

青森県告示第三百五十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一一一  
東つがる農業協同組合

二 変更内容

- 1 変更前の住所及び売りさばき場所  
東津軽郡蟹田町大字蟹田字蟹田一一一
- 2 変更後の住所及び売りさばき場所  
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一一一

青森県告示第三百五十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称

南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田一一

常盤村農業協同組合

- 二 変更内容

- 1 変更前の住所及び売りさばき場所

南津軽郡常盤村大字常盤字一西田一一

- 2 変更後の住所及び売りさばき場所

南津軽郡藤崎町大字常盤字一西田一一

青森県告示第三百五十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称

北津軽郡中泊町大字中里字亀山四七二の二

有限会社古川長兵衛商店

- 二 変更内容

- 1 変更前の住所及び売りさばき場所

北津軽郡中里町大字中里字亀山四七二の二

- 2 変更後の住所及び売りさばき場所

北津軽郡中泊町大字中里字亀山四七二の二

青森県告示第三百五十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名

上北郡東北町上北南一丁目二二の九四

浜田 繁

- 二 変更内容

- 1 変更前の住所及び売りさばき場所

上北郡上北町中央南一丁目二二の九四

- 2 変更後の住所及び売りさばき場所

上北郡東北町上北南一丁目二二の九四

青森県告示第三百五十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名  
上北郡東北町上北南二丁目三二の二四一  
姓名 正仁
- 二 変更内容

- 1 (一) 変更前の住所  
上北郡上北町中央南二丁目三二の二四一
- (二) 変更後の住所  
上北郡東北町上北南二丁目三二の二四一
- 2 (一) 変更前の売りさばき場所  
上北郡上北町中央南二丁目三二の三四
- (二) 変更後の売りさばき場所  
上北郡東北町上北南二丁目三二の三四

公 告

土地区画整理組合の理事の住所変更

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、弘前市城東第五土地区画整理組合から、次のとおり理事の住所の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所
奈良岡 金 造	弘前市大字福田三丁目二の八
奈良岡 勉	弘前市大字福田三丁目二の一三
三 浦 正 勝	弘前市大字福田三丁目二の五

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 西光産業株式会社
- 二 代表者の氏名 工藤 公雄
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰹ヶ沢町大字舞戸町字上富田三三〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第八二二〇号
- 五 取消年月日 平成十七年四月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実  
平成十七年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年四月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社テクニカルエスイー
- 二 代表者の氏名 山内 勝則
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字浜田字玉川一八七の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第一〇〇〇四五号
- 五 取消年月日 平成十七年三月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気、電気通信工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実

平成十七年二月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

## 教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第十三号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年四月十三日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程（昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。  
本則中「水木洋」を「田村充治」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目  
番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭